

重要事項説明書

(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)

あなたに対する訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人 新生会 八幡病院
主たる事務所の所在地	岐阜県郡上市八幡町桜町278番地
法人種別	医療法人 新生会
代表者名	坂本 仁
電話番号	0575-65-2151

介護保険法令に基づき岐阜県知事から指定を受けている事業所名称(指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき岐阜県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
医療法人新生会八幡病院(岐阜県2111000291号)	訪問リハビリテーション 介護予防リハビリテーション

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	医療法人 新生会 八幡病院
指定番号	岐阜県 2111000291 号
所在地	岐阜県郡上市八幡町桜町278番地
電話番号	0575-65-2151

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	事業所の訪問リハビリ担当者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問リハビリの業務を提供することを目的とする
運営の方針	要介護者等に対し、その心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復や療養生活の質の向上を目指した援助を行う

4. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の 従業者の職種	員 数	勤 務 の 体 制
理学療法士	1人以上	常勤 1名以上

5. 営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日 ただしの国民の祝日、年末年始（12/30～1/3）、お盆（8/14～8/16）を除く
営 業 時 間	8：15～17：15

6. 利用料

地域単価（丙地区）10円・・・詳細については、サービス内容説明書に記載あり

7. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間 平日 午前 9時～午後 5時 ご利用方法 電話0575-65-2151 面接場所 八幡病院介護支援センター 責任者 河井さな江
-----------	--

その他、国民健康保険団体連合会、郡上市、岐阜県等にも相談窓口があります

8. 事故発生時の対応方法

利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。 また利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
--

9. 事業の実施地域

実 施 地 域	岐阜県郡上市八幡町
---------	-----------

10. 緊急時の対応方法

<p>利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 また、緊急連絡先に連絡いたします。</p>		
利用者の主治医	氏 名	
	所属医療機関の名称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
協力医療機関	医療機関の名称	医療法人新生会八幡病院
	院 長 名	坂本 仁
	所 在 地	岐阜県郡上市八幡町桜町 278 番地
	電 話 番 号	0 5 7 5 - 6 5 - 2 1 5 1
	診 療 料	内科、皮膚科、眼科、リハビリテーション科
	入 院 設 備	有り
	救急指定の有無	無し
緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

1 1 . 個人情報について

当事業所の定める個人情報保護方針を遵守し、ご利用者及びご家族の個人情報の取り扱いに関する適切性の確保を重要課題と捉えて取り組んでおります。

平成 年 月 日

(事業者) 当事業者は、利用者に対する居宅介護サービスの提供開始、利用者又は利用者の家族に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

居宅サービス事業者

主たる事業所所在地 岐阜県郡上市八幡町桜町 2 7 8 番地

名称及び代表者 医療法人新生会八幡病院 坂本 仁 印

説明者所属 介護支援センター

氏名

印

(利用者) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、事業者からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

印

利用者の家族 住所

氏名

印